



令和5年10月30日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 堀 哲弥

課長補佐 小野伸太郎

電話 097-536-3213

報道関係者 各位

令和5年11月からの「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」について ～ 本運動の取組宣言の提出をメールによる方法に変更します ～

大分労働局（局長 佐藤 広道）では、建設業における労働災害の減少を図るため、独自の取組として平成28年に「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」実施要綱を定め（資料1）、建設業労働災害防止団体等と協力し、本運動を推進してきたところです。

この度、本運動における大分労働局への取組宣言の提出方法を変更することとしましたので、お知らせします。（資料2）

大分県における建設業の労働災害発生状況については、休業4日以上死傷災害が毎年200件近く発生しており、令和5年においても9月末時点で多くの災害が発生し、死亡災害も6件発生（昨年同月2件）しています。（資料3及び資料4）

このため、大分労働局では、引き続き本運動への積極的な参加を県内の建設事業者に呼びかけることにより、労働災害防止の推進を図ってまいります。

なお、第14次労働災害防止計画では8つの重点事項を定めていますが、その一つとして「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」を掲げており、本運動はその一環として行うものでもあります。（資料5）

○概要

1 本運動の概要

- 各建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、その中で「これだけは絶対守るぞ」という目標を2つに絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一をするものです。

この運動に取り組むことにより、労働者の安全レベルが高まり「災害ゼロ建設現場」に一步近づくこととなります。

- 本運動に参加している建設現場のうち、同意いただいた現場は労働局のホームページで公表しています。公表期間は1年間で、令和5年9月末日現在、178の建設現場を公表しています。

2 提出方法の変更と実施時期

- 従来は用紙に記入し、FAX又は郵送による提出方法としていましたが、大分労働局のWebサイト内に特設ページを作り、建設業事業者の方が必要項目を入力し、メールで提出する方法とします。

- 令和5年11月1日より特設ページからの受付を開始します。

なお、FAX又は郵送により提出する方法も令和5年12月末までは受け付けます。

○添付資料

- 資料1 『各建設現場2項目重点労働災害防止運動』実施要綱
- 資料2 リーフレット「取組宣言提出表の提出方法が変わります。」
- 資料3 大分県内の建設業における労働災害の発生状況
- 資料4 令和5年 業種別労働災害発生状況（9月末速報値）
- 資料5 リーフレット「第14次労働災害防止計画（大分労働局）」

『各建設現場2項目重点労働災害防止運動』実施要綱

大分労働局

第1 趣旨

大分県における建設業の労働災害発生状況については、死亡災害が5人前後で推移し、休業4日以上死傷災害が200人を超え全産業の2割を占めている状況にあります。

建設業においては、KY(危険予知)活動、リスクアセスメント、安全の見える化等、積極的な安全対策を取組一定の成果を上げているところではありますが、さらに、この労働災害を大幅に減少させるためには、これまで以上に、労働者が納得する安全対策を進めていく必要があります。

このため、各建設現場において全労働者の意見を取りまとめ、それぞれの建設現場で特に遵守すべき安全の取組を2項目に絞り込み、毎日の唱和・指差呼称により労働者の安全意識レベルを高め、さらなる安全への意思統一を図ることとします。

『各建設現場2項目重点労働災害防止運動』

- (1) 実施期間： 無期限
- (2) スローガン： みんなで決める安全対策(絞り込み2項目) 唱和・指差呼称で 今日も無災害 !!
- (3) 主唱者： 大分労働局・各労働基準監督署
- (4) 実施者： 県下各事業場、労働災害防止団体、関係事業者団体、公共工事発注機関等

第2 実施事項

1 大分労働局の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、関係業界団体、公共工事発注機関等に対する「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の周知要請
- (2) 大分労働局長による建設工事現場への年末パトロールの実施(12月1日)
- (3) 「大分県内一周キャラバン隊」による(一社)大分県建設業協会等への要請
※「大分県内一周キャラバン隊」とは・・・
労働局幹部(労働基準部長、健康安全課長、主任地方産業安全専門官等)により編成され、労働災害防止対策の要請等を実施する行政の任意のグループ
- (4) 建設業労働災害防止協会大分県支部等との安全大会、安全パトロールの実施
- (5) 当該運動の取組宣言事業場を大分労働局ホームページに掲載し、広く周知

2 労働基準監督署の実施事項

- (1) 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の関係事業場等への周知徹底
- (2) 建設現場パトロール等において、本運動の取組状況の確認及び指導(年末パトロールを含む。)
- (3) 周知用リーフレット等の配布等の実施

3 建設業労働災害防止団体、関係業界団体等の実施事項

建設業労働災害防止団体、関係業界団体等においては、次の事項を実施するものとする。

- (1) 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の事業場等への周知
- (2) 周知用リーフレット等の作成（建設業労働災害防止協会大分県支部）
- (3) (一社)大分県建設業協会各支部による安全大会等の開催、安全パトロールの実施

4 公共工事発注機関の実施事項

公共工事発注機関においては、次の事項を実施するものとする。

- 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の施工関係建設現場への周知

5 事業場の実施事項

大分県内の各事業場においては、次の事項を実施するものとする。

- (1) 経営トップによる「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の決意表明
- (2) 大分労働局へ「取組宣言」の提出
- (3) 各現場責任者等へ本運動の考え方の教育の実施
- (4) 労働者との協議による各建設現場の安全対策2項目の絞り込み決定
- (5) 安全対策2項目の掲示
- (6) 毎日の朝礼等による全員唱和・指差呼称による意思統一の実施
- (7) 安全パトロールの実施

第3 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の考え方

1 各建設現場2項目重点労働災害防止運動とは・・・

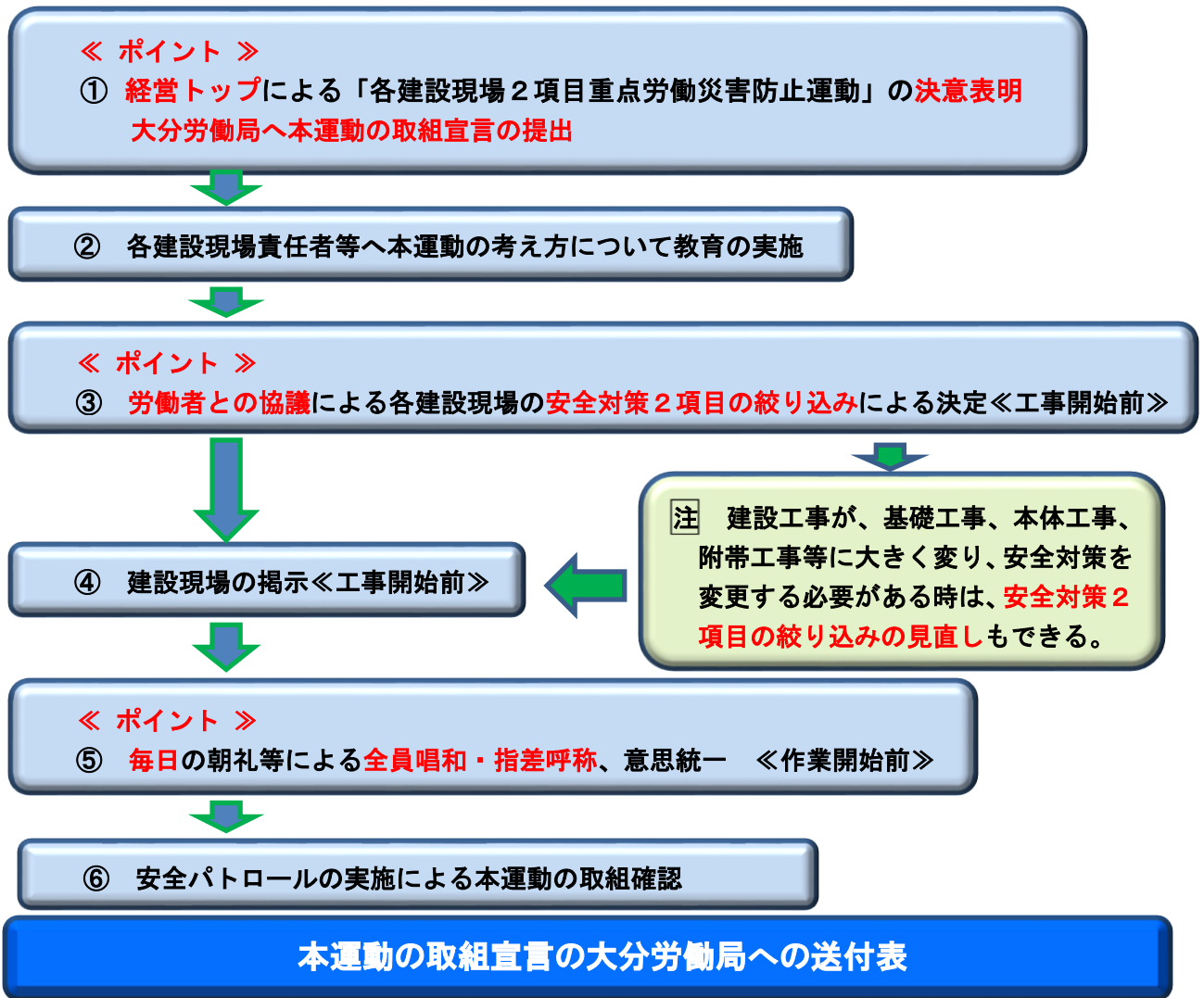
各建設現場の責任者、労働者等が建設現場において、自らが遵守すべき安全事項を協議し、特に遵守すべき2項目に絞り込み、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、さらに安全作業の意思統一をするものです。

この2項目は、現場責任者が建設現場の作業条件、作業内容等の説明を行い、建設現場においてKY(危険予知)活動等に準じて、危険要因、その対策を確認し、特に遵守すべき2項目の絞り込みを全労働者で協議し、決定します。

決定された2項目は掲示を行い、毎日、朝礼等により全員による唱和・指差呼称を行うことによって、安全作業の意思統一を行います。

全ての建設現場がこの運動を取り組むことにより、労働者の安全レベルが高まり「災害ゼロ建設現場」に一步近づくこととなります。

2 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」の事業場の実施フローチャート 〔 期間の定めなし 〕



本運動に係る下記の『取組宣言』を最寄りの労働基準監督署に FAX 又は郵送願います。

各建設現場2項目重点労働災害防止運動取組宣言

事業場名		代表者職氏名	
住 所		電話番号	



各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動



大分労働局

取組宣言提出表の提出方法が変わります。

大分労働局及び各労働基準監督署では、自主的な安全衛生管理をより一層推進し、安全な職場環境を形成するため、各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動を平成 28 年から実施しています。

今般、DX 化の流れから、Web サイトの専用ページから取組宣言提出表を送信して提出する方法へと変更しましたので、お知らせいたします。

今後の取組宣言提出表の提出方法（令和 5 年 11 月より運用※₁）

- ①大分労働局の Web サイトから建設現場 2 項目のページを開き、取組宣言提出の専用ページにアクセスします。

取組宣言事業場を公開しています

本取組に参加いただいた建設現場のうち、公開に同意いただいた現場を下記のとおり公開しています。

公開期間は、登録日から1年間です。

- 取組宣言事業場 (538KB : PDFファイル)

- 取組宣言提出表の提出方法が変わります (令和5年11月1日より受付開始)

- 取組宣言提出ページへ

※令和5年11月1日から令和5年12月31日までの間は、FAXによる提出も可能です。

- リーフレット (建災防)

取組宣言提出表ページをクリックします。

掲載ページはこちら



インターネットで検索する場合は

2 項目重点労働災害防止運動



- ②現場所在地を管轄する監督署名をクリックし、入力ページへ移動します。



例えば大分署をクリックすると...

大分署専用のページが開きます。

提出先 労働基準監督署名	現場所在地
大分労働基準監督署	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、速見郡日出町、東国東郡姫島村
中津労働基準監督署	中津市、宇佐市、豊後高田市
佐伯労働基準監督署	佐伯市、臼杵市、津久見市
日田労働基準監督署	日田市、玖珠郡玖珠町、玖珠郡九重町
豊後大野労働基準監督署	竹田市、豊後大野市

各建設現場2項目重点労働災害防止運動 取組宣言提出表【大分署】

■ 下記項目を全てご入力ください。

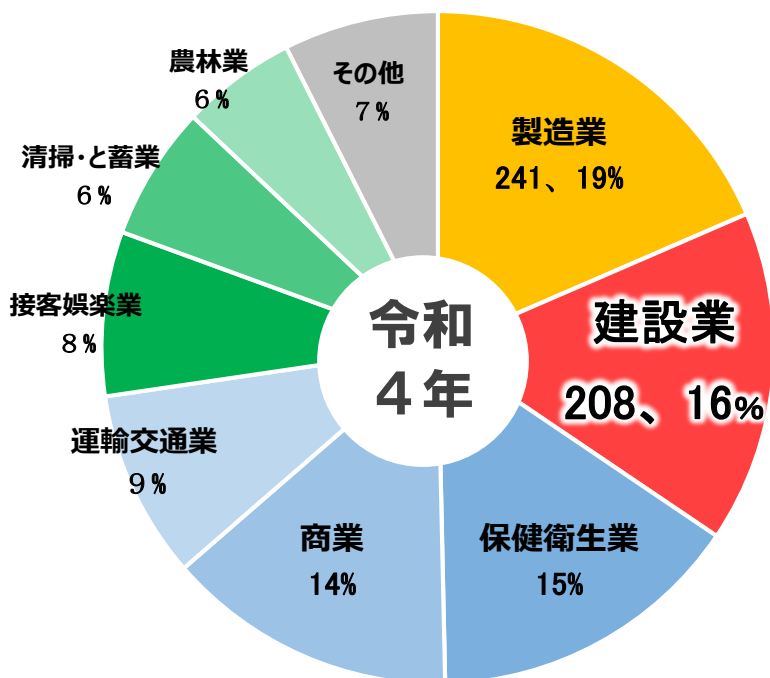
※ 事業場 名称	<input type="text"/>
※ 工事 名称	<input type="text"/>
※ 現場 所在地 (市町村)	<input type="text"/>
※ 市町村以下	<input type="text"/>
担当者 氏名	職名 <input type="text"/> 氏名 <input type="text"/>
連絡先電話番号	<input type="text"/>
重点2項目	1. <input type="text"/> (100文字以内)
	2. <input type="text"/> (100文字以内)

- ③入力ページで必要項目を入力し、送信ボタンをクリックして完了です。

※ 1 令和 5 年 12 月末までは、FAX による提出も受け付けます。

大分県 休業 4 日以上の死傷者数 | 全業種

令和 4 年の集計（新型コロナウイルススリ患者数を除く）

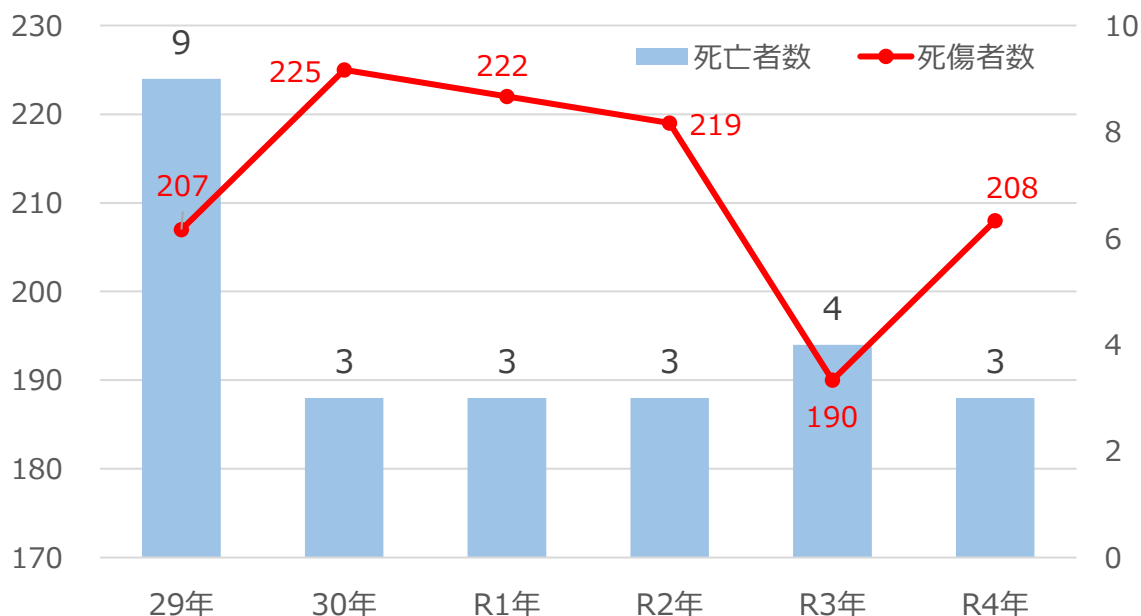


☞ 令和 4 年の災害件数は 1303 件で、建設業の災害件数 208 件で、全体の 16% を占めています。

☞ 建設業の災害は、製造業に次いで多くなっています。

大分県 休業 4 日以上の死傷者数 | 建設業

平成 29 年から令和 4 年の集計（新型コロナウイルススリ患者数を除く）



☞ 平成 29 年から令和 4 年までの死傷災害は、平均して 200 件を超えています。

☞ 死亡災害は毎年発生しており、令和 4 年は 3 名が亡くなっています。

令和5年 業種別労働災害発生状況（新型コロナウイルス患者除く） 大分労働局

業種別	9月末速報値				死傷者 増減数	死傷者 前年比	過去確定値 (新型コロナウイルス除く)					
	令和5年		令和4年				令和4年		令和3年		令和2年	
	死亡	死傷	死亡	死傷			死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
1 食料品製造	0	37	0	32	5	115.6%	0	44	0	44	0	45
2 繊維工業	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	2
3 衣服その他の繊維	0	1	0	2	▲ 1	50.0%	0	3	0	0	0	0
4 木材・木製品	0	20	0	17	3	117.6%	0	25	0	29	0	37
5 家具・装備品	0	4	0	1	3	400.0%	0	5	0	6	0	7
6 パルプ等	0	3	0	2	1	150.0%	0	2	0	3	0	2
7 印刷・製本	0	1	0	0	1		0	0	0	1	0	2
8 化学工業	0	6	0	9	▲ 3	66.7%	0	16	1	14	0	9
9 窯業土石	0	19	0	12	7	158.3%	0	18	0	19	0	20
10 鉄鋼業	0	4	1	3	1	133.3%	1	5	0	1	0	6
11 非鉄金属	0	3	0	0	3		0	0	0	1	0	2
12 金属製品	1	23	0	24	▲ 1	95.8%	0	27	0	22	1	29
13 一般機械器具	0	4	0	6	▲ 2	66.7%	1	10	0	15	0	9
14 電気機械器具	0	7	0	6	1	116.7%	0	7	0	9	0	9
15 輸送機械製造	0	22	0	36	▲ 14	61.1%	0	52	0	35	0	35
16 電気・ガス	0	1	0	4	▲ 3	25.0%	0	4	0	1	0	2
17 その他の製造	1	17	1	16	1	106.3%	1	23	1	23	0	28
1 製造業	2	172	2	170	2	101.2%	3	241	2	224	1	244
2 鉱業	0	1	0	0	1		0	0	0	2	0	3
1 土木工事業	6	54	0	52	2	103.8%	0	71	1	67	1	63
2 建築工事業	0	49	1	56	▲ 7	87.5%	2	85	2	90	0	106
3 その他の建設業	0	43	1	35	8	122.9%	1	52	1	33	2	47
3 建設業	6	146	2	143	3	102.1%	3	208	4	190	3	216
1 鉄道等	0	3	0	0	3		0	1	0	1	0	0
2 道路旅客運送業	0	15	0	5	10	300.0%	0	8	0	13	0	18
3 道路貨物運送業	0	69	1	70	▲ 1	98.6%	1	108	3	112	2	105
4 その他の運輸交通業	0	0	0	1	▲ 1	0.0%	0	1	0	0	0	0
4 運輸交通業	0	87	1	76	11	114.5%	1	118	3	126	2	123
1 陸上貨物取扱業	0	0	0	1	▲ 1	0.0%	0	2	0	2	0	1
2 港湾運送業	0	2	0	3	▲ 1	66.7%	0	5	0	3	1	3
5 貨物取扱業	0	2	0	5	▲ 3	40.0%	0	7	0	5	1	4
1 農業	0	16	0	25	▲ 9	64.0%	0	34	0	27	1	25
2 林業	0	20	2	24	▲ 4	83.3%	2	38	0	43	1	29
6 農林業	0	36	2	49	▲ 13	73.5%	2	72	0	70	2	54
1 畜産業	2	8	0	9	▲ 1	88.9%	0	12	0	19	0	13
2 水産業	0	2	0	3	▲ 1	66.7%	0	4	0	5	1	9
7 畜産・水産業	2	10	0	12	▲ 2	83.3%	0	16	0	24	1	22
1 卸売業	0	17	0	16	1	106.3%	0	28	0	17	0	19
2 小売業	1	106	0	91	15	116.5%	0	139	0	160	1	153
3 理美容業	0	2	0	2	0	100.0%	0	3	0	0	0	5
4 その他の商業	0	6	0	6	0	100.0%	0	12	0	9	0	8
8 商業	1	131	0	115	16	113.9%	0	182	0	186	1	185
9 金融広告業	0	10	0	3	7	333.3%	0	6	0	5	0	6
10 映画・演劇業	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	1
11 通信業	0	12	0	5	7	240.0%	0	9	0	18	0	27
12 教育研究	0	6	0	7	▲ 1	85.7%	0	13	0	9	0	9
1 医療保健業	0	41	0	32	9	128.1%	0	61	0	66	0	24
2 社会福祉施設	0	72	0	78	▲ 6	92.3%	0	136	0	134	0	114
3 その他の保健衛生	0	1	0	1	0	100.0%	0	1	0	1	0	1
13 保健衛生業	0	114	0	111	3	102.7%	0	198	0	201	0	160
1 旅館業	0	22	0	18	4	122.2%	0	34	0	32	0	30
2 飲食店	0	28	0	32	▲ 4	87.5%	0	47	0	29	0	46
3 その他の接客娯楽業	0	14	0	18	▲ 4	77.8%	0	22	0	20	0	19
14 接客娯楽業	0	64	0	68	▲ 4	94.1%	0	103	0	81	0	95
15 清掃・と畜業	0	42	0	55	▲ 13	76.4%	0	84	0	59	2	70
16 官公署	0	2	0	0	2		0	1	0	0	0	0
17 その他の事業	0	23	0	24	▲ 1	95.8%	0	45	1	28	0	36
第三次産業 (8~17号の合計)	1	404	0	388	16	104.1%	0	641	1	588	3	589
合計	11	858	7	843	15	101.8%	9	1,303	10	1,229	13	1,255

(注) 死亡者数は死傷者数の内数。

第14次 労働災害 防止計画

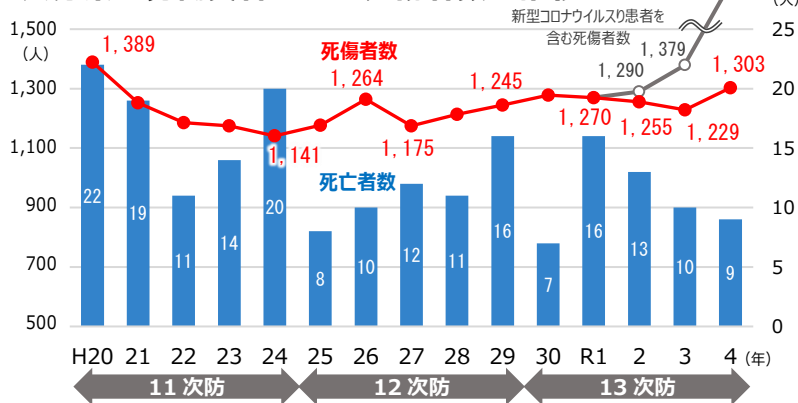
大分労働局

- POINT 1** 国の「第14次労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が県内の労働災害等を減少させるため、事業者等が重点的に取り組むことを定めた中期計画です。略して「14次防」と呼んでいます。
- POINT 2** 14次防の計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間です。
- POINT 3** 8つの重点事項を掲げて事業者等の具体的取組事項を定めています。
- POINT 4** 重点事項ごとにアウトプット指標とアウトカム指標を定め、毎年これらの指標を用いて14次防の実施状況の確認と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。
- POINT 5** アウトプット指標の達成状況の確認のため14次防取組状況点検票の作成・提出にご協力をお願いします。



大分労働局版
14次防 全文
はこちらから

大分県の労働災害による死傷者数の推移



アウトプット 指標

重点事項（下記参照）に係る取組の進捗状況を確認する指標のこと

アウトカム 指標

アウトプット指標が達成されたときに期待される効果のこと

②③④⑥⑦⑧のアウトカム指標の達成を
目指した場合に期待される結果

死亡者数 13次防比較で10%以上減少
死傷者数 令和4年比較で減少

8つの重点事項の具体的取組（抜粋）

※取組事項の詳細は、上記の二次元バーコードからご確認ください。

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 大分労働局は、安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境づくりに取り組む。
- 事業者は、AIやウェアラブル端末等のデジタル新技术を活用した効率的・効果的な安全衛生活動の推進及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による作業の安全化を推進する。

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 事業者は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性を中心とした転倒災害対策を進める。
- 大分労働局は、介護職員の負担軽減のためのノーリフトケアや介護機器の導入等の腰痛予防対策の普及を図る。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ●転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 ●卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●転倒の年齢層別死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。 ●転倒による平均休業見込日数を令和9年までに40日以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ●介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設における腰痛の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ●エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●60歳以上の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに男女とも減少させる。

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 事業者は、外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による教育や健康管理に取り組む。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ●母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人労働者の死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。


5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 大分労働局は、安衛法第 22 条（有害物質による健康障害の防止義務）に関連して、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務付ける改正省令が令和 5 年 4 月に施行されたことから、当該省令の内容について周知を行う。



6 業種別の労働災害防止対策の推進

- **陸上貨物運送事業**…事業者は、「荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく対策に取り組む。
- **建設業**…事業者は、高所からの墜落・転落防止対策を確実に実施するとともに、リスクアセスメントに取り組む。
- **製造業**…事業者は、「崩壊、倒壊」「はさまれ、巻き込まれ」対策を実施するとともにリスクアセスメントに取り組む。
- **林業**…事業者は、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制の整備・周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策に取り組む。

アウトプット指標	アウトカム指標
● 「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する 陸上貨物運送事業等 の事業場（荷主となる事業場含む）の割合を令和 9 年までに 45%以上とする。	● 陸上貨物運送事業 における死傷者数を令和 4 年と比較して令和 9 年までに 5%以上減少させる。
● 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む 建設業 の事業場の割合を令和 9 年までに 85%以上とする。	● 建設業 における死亡者数を 13 次防期間と比較して、15%以上減少させる。
● 「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む 製造業 の事業場の割合を令和 9 年までに 60%以上とする。 	● 製造業 における「崩壊、倒壊」による死亡者数を 13 次防期間と比較して、減少させる。 ● 製造業 における機械による「はさまれ、巻き込まれ」による死傷者数を令和 4 年と比較して令和 9 年までに 5%以上減少させる。
● 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する 林業 の事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。	● 林業 における死亡者数を 13 次防期間と比較して、15%以上減少させる。


7 労働者の健康確保対策の推進

- 事業者は、ストレスチェックの実施にとどまらず、その結果を基に集団分析を行い、分析結果を活用した職場環境の改善を行うことでメンタル不調の予防を強化する。

アウトプット指標	アウトカム指標
● 年次有給休暇の取得率を令和 7 年までに 70%以上とする。 ● 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和 7 年までに 15%以上とする。	● 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を令和 7 年までに 5%以下とする。
● メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。 ● 使用する労働者 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を令和 9 年までに 50%以上とする。	● 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、又はストレスがあるとする労働者の割合を令和 9 年までに 50%未満とする。
● 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。	—

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 事業者は、SDS に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 事業者は、熱中症予防のため、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

アウトプット指標	アウトカム指標
● 安衛法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を令和 7 年までにそれぞれ 80%以上とする。 ● 安衛法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和 7 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和 9 年までに 80%以上とする。	● 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を 13 次防期間と比較して 5%以上減少させる。 
● 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和 5 年と比較して令和 9 年までに増加させる。	● 熱中症による死亡者数を 13 次防期間と比較して、減少させる。

「14 次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

大分労働局 14 次防



各指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14 次防取組状況点検票」の提出にご協力をお願いします。

大分労働局 HP に掲載の点検票ファイルに必要事項を記入の上、事業場を管轄する監督署あてに、電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出をお願いします。



点検票の Word ファイルとメールアドレスはこちらから